

特定処遇加算「見える化」要件

介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を置き、介護職員の更なる処遇改善を推進するために、令和元年10月に「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人においても、当該加算を算定することにより、介護職員等の処遇の改善を図ることとします。下記にその内容を「見える化」させるために、情報の公開を致します。

令和5年度職場環境等取り組み内容

項目	内容
入職促進に向けた取り組み	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	・受入側職員の教育
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら、介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
	・より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修受講支援
	・資格手当の支給
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや介護等と両立を目指す者のための休業制度の充実
	・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援
	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断実施
	・従業員のための休憩室の設置
生産性向上のための業務改善の取り組み	・タブレット端末やインカム導入による業務量の軽減
	・高齢者の活躍等による業務分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
	・定期的な利用者様・家族様からの情報を共有する機会の提供